

議案第255号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和7年12月11日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ノバルティスファーマ株式会社	354,904円

2 事件の概要

令和7年3月28日午前9時10分頃、相手方ノバルティスファーマ株式会社が賃借する小型乗用自動車が、市内博多区上川端町9番151号付近の市道を走行中、当該市道の路面のタイル舗装が剥離して浮き上がっていたため、当該車両の通過により跳ね上がった当該タイルに接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。